

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

西尾市地域包括支援センター  
各 居宅介護支援事業所  
介護保険施設 御中  
小規模多機能型居宅介護事業所

西尾市健康福祉部長寿課長

介護保険制度における申請に係る個人番号の取り扱いについて（通知）

標記の件につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 5 0 号）」（以下「省令」という。）の公布に伴い、平成 2 8 年 1 月 1 日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項等に個人番号が追加されたところです。また、このことに係る取扱いとして、厚生労働省老健局より、平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日付け事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」が全国老人福祉施設協議会をはじめとする職能団体にあてて発出され、事務の内容や留意点が示されたところです。

これらに基づき、西尾市では、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設等（以下「地域包括支援センター等」という。）が、被保険者本人に代わって申請を行い、または申請書類を提出する場合の取り扱いについて下記のとおりとしますのでご承知下さい。

記

1. 省令等の定めるところにより個人番号が追加される申請事務のうち、地域包括支援センター等による申請等の代行が想定される事務
  - ・要介護認定・要支援認定申請
  - ・要介護更新認定・要支援更新認定申請
  - ・要介護認定・要支援認定区分変更申請
  - ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出
  - ・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出

- ・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出
- ・被保険者証・負担割合証等の再交付申請
- ・介護保険負担限度額認定申請

※これらは例示であり、この通知は、省令等に基づいて個人番号記載欄の設けられた申請書を代理で提出するすべての場合に適用することに留意すること。

※なお、当面の間、「福祉用具購入費支給申請書」、「住宅改修費支給申請書」、「居宅介護サービス費等支給申請書（償還払い用）」等については個人番号の記載欄は設けないこととしたので留意すること。

## 2. 申請等の代行における留意事項

### (1) 個人番号の取り扱いに関する一般原則

原則として地域包括支援センター等が被保険者本人に代わって申請等を代行する行為は、被保険者本人との合意による任意代理であり、申請行為又は申請書の提出行為についてのみ代理権を有するものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項に規定する個人番号関係事務には該当しないため、地域包括支援センター等が個人番号を収集し、また収集した個人番号を利用することは認められないことに留意すること。

なお、個人番号を記載した申請書等を被保険者に代わり提出する場合においても、当該個人番号を地域包括支援センター等において記録し、または当該申請書等の写しを蓄積する等の行為は認められないため、個人番号が地域包括支援センター等に蓄積することがないように、適切な処置を行う必要があることに留意すること。

### (2) 個人番号の記載のない申請書等の取り扱い

個人番号の記載のない申請書等についても、当該個人番号以外に不備がなければ申請書を受理することとするので、代理権の範囲を超えて個人番号を収集、または利用することのないようにすること。

なお、認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難な被保険者について申請等を代行し、または申請書の提出を行う場合については、申請書に個人番号を記載せず提出することとされているので、これらの方について個人番号を収集、または利用することのないようにすること。

### (3) 個人番号が記載された申請書等の取り扱い

個人番号が記載された申請書等を提出する場合の取り扱いについては、「平成27年12月15日付け事務連絡 介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）別紙1の1. 個人番号を利用する介護保険関係の事務（1）個人番号を利用することができる介護保険関係の事務」に記載のほか、以下のとおり取り扱うこととする

ので、遺漏なく取り扱うこと。

- ①同通知別紙1の1(1)(ア)に記載された代理権を確認できる書類としては、同通知に記載された本人の介護保険被保険者証以外に、本人の個人番号通知カード、本人の公的医療保険の被保険者証、年金証書、障害者手帳等についても認められるものであること。
- ②同通知別紙1の1(1)(イ)に記載のとおり、代理人の身元確認が出来ない場合は申請を受理できないので留意すること。
- ③同通知別紙1の1(1)(ウ)に記載のとおり、番号確認については本人の個人番号カード、個人番号通知カード等により行われることとなるが、これらを持参することが困難な場合は、市において個人番号を確認することが可能であるので、持参されなくても申請を受理できること。

### 3. その他

- ①住所地特例対象施設に入所または入居している被保険者に係る申請等については、別途整理し通知を発出する予定であるが、それまでの間はこの通知により行うこと。
- ②原則として平成28年1月1日以降の申請については個人番号欄の追加された新しい様式により行うこととするが、旧様式による更新認定申請書が既に送付されていること等を鑑み、概ね1か月程度の期間については、旧様式による申請についても受理するものであること。

問合せ先 健康福祉部長寿課 介護保険給付担当 柵木  
0563-65-2119 (ダイヤルイン)  
FAX 0563-64-0995